

2022年2月15日

各位

住信SBIネット銀行株式会社  
三井住友信託銀行株式会社  
SBIホールディングス株式会社

## 住信 SBI ネット銀行株式会社の株式上場承認について

住信 SBI ネット銀行株式会社(代表取締役社長:円山 法昭、以下「住信 SBI ネット銀行」)、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「三井住友信託銀行」)及び SBI ホールディングス株式会社(代表取締役社長:北尾 吉孝、以下「SBI ホールディングス」)は、本日、住信 SBI ネット銀行が東京証券取引所への新規上場(以下「本上場」)を承認されましたことを、お知らせします。なお、東京証券取引所への上場日は 2022 年 3 月 24 日(木)を予定しており、同日以降は同取引所において、住信 SBI ネット銀行株式の売買が可能となります。

東京証券取引所への上場承認の詳細につきましては、日本取引所グループのウェブサイト「新規上場会社情報」をご参照ください。

日本取引所グループ「新規上場会社情報」ウェブサイト:

<https://www.jpx.co.jp/listing/stocks/new/index.html>

### 1. 上場の目的

住信 SBI ネット銀行では、インターネット専業銀行として利便性の高い金融サービスと、NEOBANK®※という BaaS(Banking as a Service。パートナー企業に住信 SBI ネット銀行の銀行機能を提供するもの)を中心とした事業を展開しており、金融機関として新たなビジネスモデルの構築を目指しております。

本上場により、認知度、信用度の向上を図り、システム投資等に向けた独自の資金調達手段を確保するとともに、独立性を高め中立的プラットフォームとして BaaS の展開を加速させることで、住信 SBI ネット銀行は更なる成長を目指します。

※NEOBANK®は住信 SBI ネット銀行の登録商標です(登録商標第 5953666 号)

### 2. 住信SBIネット銀行の概要

名称	住信 SBI ネット銀行株式会社
所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 円山 法昭
事業内容	銀行業
資本金	31,000 百万円
開業年月日	2007 年 9 月 24 日
株主及び持株比率	三井住友信託銀行株式会社:50% SBI ホールディングス株式会社:50%

### 3. 本上場の概要

上場市場[(※)]	東京証券取引所市場第一部
上場承認日	2022 年 2 月 15 日
上場予定日	2022 年 3 月 24 日

※なお、2022 年 4 月 4 日に移行が予定されている東京証券取引所の新たな市場区分における住信 SBI ネット銀行の上場市場につきましては、東京証券取引所プライム市場を選択申請する予定です。

#### 4. 三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの所有株式数及び所有割合

会社名	三井住友信託銀行	SBIホールディングス
本上場前(本売出し、募集株式発行前) 発行済株式総数 150,793,800 株	75,396,900 株、所有割合 50%	75,396,900 株、所有割合 50%
本上場後(本売出し、募集株式発行後) 予定発行済株式総数 156,247,300 株	43,534,400 株、所有割合 27.86%	43,534,400 株、所有割合 27.86%

※所有割合は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合です。

※上場後の所有株式数は、株式のオーバーアロットメントによる売出しが上限の株式数にて実施された場合の所有株式数です。株式のオーバーアロットメントによる売出しを含まない場合、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの所有株式数はそれぞれ 48,045,900 株、所有割合は 30.75%となります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2022年2月15日開催の住信SBIネット銀行において決議された同社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず同社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。住信SBIネット銀行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。